

新旧対照表

資料名	項目（条文）番号	新	旧
要求水準書	別紙 3.1 表中 7	項目行削除 ※表中以下の項目 No.繰り上げ	受注時工事カルテ承諾願及び受領書
同上	別紙 3.2 表中 12	<u>工事変更届</u>	CORINS→途中変更工事カルテ受領書
同上	別紙 3.3 表中 4	項目行削除 ※表中以下の項目 No.繰り上げ	CORINS→竣工工事カルテ受領書
基本協定書（案） SPC 無版	第 6 条 5	優先交渉権者が第 2 項、第 3 項、又は前項の額を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対し <u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律</u> （昭和 24 年法律第 256 号）第 14 条及び第 8 条第 1 項に基づいて財務大臣が定める率と同率の割合で計算した額を、遅延損害金として付加して市に支払わなければならない。	優先交渉権者が第 2 項、第 3 項、又は前項の額を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対し <u>支払遅延防止法</u> 第 14 条及び第 8 条第 1 項に基づいて財務大臣が定める率と同率の割合で計算した額を、遅延損害金として付加して市に支払わなければならない。
同上	第 11 条 1(2)	本協定締結後、開示権限を有する第三者から <u>秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けた情報として文書の記録で証することができる場合</u>	本協定締結後、開示権限を有する第三者から <u>適法に開示を受けた場合</u>
同上	第 11 条 6	<u>市及び</u> 優先交渉権者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び、本事業に関連して優先交渉権者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を優先交渉権者から受託し又は請け負った第三者（優先交渉権者から直接受託又は請け	本条に定める優先交渉権者の義務は、本協定終了後も存続する。また、 優先交渉権者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び、本事業に関連して優先交渉権者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を優先交渉権者から受

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		<p>負った者に限られない。)がその地位を失った場合であっても、<u>市及び</u>優先交渉権者は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。</p>	<p>託し又は請け負った第三者（優先交渉権者から直接受託又は請け負った者に限られない。)がその地位を失った場合であっても、優先交渉権者は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。</p>
<p>基本協定書（案） SPC 有版</p>	<p>第 8 条 5</p>	<p>優先交渉権者が第 2 項、第 3 項、又は前項の額を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対し<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）</u> 第 14 条及び第 8 条第 1 項に基づいて財務大臣が定める率と同率の割合で計算した額を、遅延損害金として付加して市に支払わなければならない。</p>	<p>優先交渉権者が第 2 項、第 3 項、又は前項の額を市の指定する期間内に支払わないときは、構成企業は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対し<u>支払遅延防止法</u>第 14 条及び第 8 条第 1 項に基づいて財務大臣が定める率と同率の割合で計算した額を、遅延損害金として付加して市に支払わなければならない。</p>
<p>同上</p>	<p>第 15 条 1(2)</p>	<p>本協定締結後、開示権限を有する第三者から<u>秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けた情報として文書の記録で証することができる場合</u></p>	<p>本協定締結後、開示権限を有する第三者から<u>適法に開示を受けた場合</u></p>
<p>同上</p>	<p>第 15 条 6</p>	<p><u>市及び</u>優先交渉権者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び、本事業に関連して優先交渉権者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を優先交渉権者から受託し又は請け負った第三者（優先交渉権者から直接受託又は請け負った者に限られない。)がその地位を失った場合であっても、<u>市及び</u>優先交渉権者は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。</p>	<p>本条に定める優先交渉権者の義務は、本協定終了後も存続する。また、優先交渉権者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び、本事業に関連して優先交渉権者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を優先交渉権者から受託し又は請け負った第三者（優先交渉権者から直接受託又は請け負った者に限られない。)がその地位を失った場合であっても、優先交渉権者</p>

資料名	項目（条文）番号	新	旧
			は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。
事業契約書（案） SPC 無版	第 14 条 3	設計企業は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、第 1 項所定の設計を行うとともに、新規設備の設置場所については、市と協議の上、 <u>決定</u> する。	設計企業は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、第 1 項所定の設計を行うとともに、新規設備の設置場所については、市と協議の上、 市の指示に従うもの とする。
同上	第 30 条 3	施工企業は、前 <u>2</u> 項につき、法令等に定められた書類の他その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ <u>ただし</u> 、市の要求がある場合は速やかに）、市に提出しなければならない。	施工企業は、前 三 項につき、法令等に定められた書類の他その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ 但し 、市の要求がある場合は速やかに）、市に提出しなければならない。
同上	第 33 条 5	市は、是正を勧告した構成企業が前項の是正の完了を報告した日から 14 日以内（14 日目の日が市の休日に当たる場合は、その直後の市の開庁日まで）に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、新規設備工事の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を <u>客観的に</u> 逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。	市は、是正を勧告した構成企業が前項の是正の完了を報告した日から 14 日以内（14 日目の日が市の休日に当たる場合は、その直後の市の開庁日まで）に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、新規設備工事の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。
同上	第 35 条 2	各構成企業の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、市が、施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、各構成企業は、当該延長変更に伴い市が負担した追加費用及び市が被った損害につき、合理的な金額を市に対して支払う	各構成企業の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、市が、施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、各構成企業は、当該延長変更に伴い市が負担した追加費用及び市が被った損害につき、合理的な金額を市に対して支払う

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		<p>ものとする。ただし、上記場合で、かつ、全部又は一部の新規設備の引渡しが遅延し、平成●年●月●日【日付は、契約締結時に補充します。】までに、市が、代表企業に対して、完成確認書を交付することができた場合は、次条第 2 項第 1 号を適用し、交付できなかった場合は、新規設備工事の進捗の程度にかかわらず、<u>次条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 3 項から第 5 項</u>までを適用する。</p>	<p>ものとする。ただし、上記場合で、かつ、全部又は一部の新規設備の引渡しが遅延し、平成●年●月●日【日付は、契約締結時に補充します。】までに、市が、代表企業に対して、完成確認書を交付することができた場合は、次条第 2 項第 1 号を適用し、交付できなかった場合は、新規設備工事の進捗の程度にかかわらず、<u>次条第 2 項第 2 号から第 6 項</u>までを適用する。</p>
同上	第 40 条 5	<p>第 3 項<u>ただし書</u>の規定に基づき市が自ら当該瑕疵を補修した場合、構成企業は当該補修部分について以後、瑕疵担保責任を負わないものとする。</p>	<p>第 3 項<u>後段</u>の規定に基づき市が自ら当該瑕疵を補修した場合、構成企業は当該補修部分について以後、瑕疵担保責任を負わないものとする。</p>
同上	第 52 条 1	<p>維持管理企業は、市から新規設備の故障等の連絡を受けたときは、速やかに（遅くとも連絡を受けた日の翌日までに）<u>ただし、市が承認した場合は市が指定した日までに。</u>故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。</p>	<p>維持管理企業は、市から新規設備の故障等の連絡を受けたときは、速やかに（遅くとも連絡を受けた日の翌日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。</p>
同上	第 70 条 6	<p>すべての新規設備が市に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、市が施工企業に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、構成企業は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値があ</p>	<p>すべての新規設備が市に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、市が施工企業に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、構成企業は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値があ</p>

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		<p>る場合で、かつ市がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、構成企業は市に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、市の判断において、減額する場合があることは前項ただし書のとおり）市は、代表企業の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、市が構成企業に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。</p>	<p>る場合で、かつ市がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、構成企業は市に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、市の判断において、減額する場合があることは前項ただし書きのとおり）市は、代表企業の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、市が構成企業に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。</p>
同上	第 72 条 1	<p>市が、市の責めに帰すべき事由により、代表企業に対する支払いを遅延し、かつ、市が代表企業から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお市が当該支払いを行わないときは、代表企業は、市に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。代表企業に対する支払いが遅延した場合、市は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）（以下「支払遅延防止法という。）第 8 条第 1 項に従い計算した額（1 年</p>	<p>市が、市の責めに帰すべき事由により、代表企業に対する支払いを遅延し、かつ、市が代表企業から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお市が当該支払いを行わないときは、代表企業は、市に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。代表企業に対する支払いが遅延した場合、市は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に従い計算した額（1 年を 365 日として日割り計算）を代表企業に対して遅延損害金</p>

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		を 365 日として日割り計算）を代表企業に対して遅延損害金として支払うものとする。	として支払うものとする。
同上	第 88 条 8 (条文追加)	<u>8 市及び構成企業は本契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。</u>	条文追加
同上	第 89 条 2	前項にかかわらず、市は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな事業者が本事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとする。 <u>ただし</u> 、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成企業はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、各構成企業の承諾を得なければならないものとする。	前項にかかわらず、市は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな事業者が本事業を引き継ぐ場合を含む。）は、これらの書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとする。 但し 、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成企業はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、各構成企業の承諾を得なければならないものとする。
同上	第 97 条 1	<u>本件</u> 契約は、仮契約とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条及び市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による議会の議決があったときは、仮契約の締結のための記名押印をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する要件を満たしたものとみなして本契約として確定するものとする。	この 契約は、仮契約とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条及び市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による議会の議決があったときは、仮契約の締結のための記名押印をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する要件を満たしたものとみなして本契約として確定するものとする。
同上	別紙 4.2 着手前	項目行削除	受注時工事カルテ承諾願及び受領書
同上	別紙 4.2 施工中	工事変更届	CORINS→途申変更工事カルテ受領書
同上	別紙 4.2 施工後	項目行削除	CORINS→竣王工事カルテ受領書
事業契約書（案） SPC 有版	第 14 条 3	乙は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、設計企業をして	乙は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、設計企業をして

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		第 1 項所定の設計を行わせるとともに、新規設備の設置場所については、甲と協議の上、 決定 する。	第 1 項所定の設計を行わせるとともに、新規設備の設置場所については、甲と協議の上、 甲の指示に従うものとする。
同上	第 30 条 3	乙は、前 2 項につき、法令等に定められた書類の他その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時 (ただし 、甲の要求がある場合は速やかに)、甲に提出しなければならない。	乙は、前 三 項につき、法令等に定められた書類の他その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時 (但し 、甲の要求がある場合は速やかに)、甲に提出しなければならない。
同上	第 33 条 5	甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から 14 日以内 (14 日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで) に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、新規設備工事の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を 客観的に逸脱 していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。	甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から 14 日以内 (14 日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで) に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、新規設備工事の施工状況がなおも設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。
同上	第 35 条 2	乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、甲が、施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。ただし、上記場合で、かつ、全部又は一部の新規設備の引渡しが遅延し、平成●年●月●日【日付は、契約締結時に補充します。】までに、甲が、乙に対して、完成確認書を交付することができた場	乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、甲が、施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。ただし、上記場合で、かつ、全部又は一部の新規設備の引渡しが遅延し、平成●年●月●日【日付は、契約締結時に補充します。】までに、甲が、乙に対して、完成確認書を交付することができた場

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		合は、次条第 2 項第 1 号を適用し、交付できなかった場合は、新規設備工事の進捗の程度にかかわらず、 <u>次条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 3 項から第 5 項</u> までを適用する。	合は、次条第 2 項第 1 号を適用し、交付できなかった場合は、新規設備工事の進捗の程度にかかわらず、 <u>次条第 2 項第 2 号から第 6 項</u> までを適用する。
同上	第 40 条 5	第 3 項 <u>ただし書</u> の規定に基づき甲が自ら当該瑕疵を補修した場合、乙は当該補修部分について以後、瑕疵担保責任を負わないものとする。	第 3 項 <u>後段</u> の規定に基づき甲が自ら当該瑕疵を補修した場合、乙は当該補修部分について以後、瑕疵担保責任を負わないものとする。
同上	第 52 条 1	乙は、甲から新規設備の故障等の連絡を受けたときは、速やかに（遅くとも連絡を受けた日の翌日までに） <u>ただし、市が承認した場合は市が指定した日までに。</u> 故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。	乙は、甲から新規設備の故障等の連絡を受けたときは、速やかに（遅くとも連絡を受けた日の翌日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。
同上	第 70 条 6	すべての新規設備が甲に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、乙は甲に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、甲の判断におい	すべての新規設備が甲に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、乙は甲に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、甲の判断におい

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		て、減額する場合があることは前項ただし書のとおり)甲は、乙の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、甲が乙に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。	て、減額する場合があることは前項ただし書 き のとおり)甲は、乙の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、甲が乙に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。
同上	第 72 条 1	甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 <u>(昭和 24 年法律第 256 号) (以下「支払遅延防止法」という。)</u> 第 8 条第 1 項に従い計算した額 (1 年を 365 日として日割り計算) を乙に対して遅延損害金として支払うものとする。	甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に従い計算した額 (1 年を 365 日として日割り計算) を乙に対して遅延損害金として支払うものとする。
同上	第 88 条 8 (条文追加)	<u>8 甲及び乙は本契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。</u>	条文追加
同上	第 89 条 2	前項にかかわらず、甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合 (新たな構成企業が本事業を引き継ぐ場合を含む。) は、これらの書類等の内容を	前項にかかわらず、甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合 (新たな構成企業が本事業を引き継ぐ場合を含む。) は、これらの書類等の内容を

資料名	項目（条文）番号	新	旧
		無償で使用又は公開できるものとする。 <u>ただし</u> 、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成企業はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。	無償で使用又は公開できるものとする。 但し 、第三者（本事業を引き継ぐ新たな構成企業はこれに該当しないこととする。）にこれを使用させる場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。
同上	第 97 条 1	<u>本件</u> 契約は、仮契約とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条及び甲の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による議会の議決があったときは、仮契約の締結のための記名押印をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する要件を満たしたものとみなして本契約として確定するものとする。	その 契約は、仮契約とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条及び甲の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定による議会の議決があったときは、仮契約の締結のための記名押印をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する要件を満たしたものとみなして本契約として確定するものとする。
同上	別紙 4.2 着手前	<u>項目行削除</u>	受注時工事カルテ承諾願及び受領書
同上	別紙 4.2 施工中	<u>工事変更届</u>	CORINS→途中変更工事カルテ受領書
同上	別紙 4.2 施工後	<u>項目行削除</u>	CORINS→竣工工事カルテ受領書